

さいたま市

# UNIVERSAL DESIGN

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例  
整備基準マニュアル



## はじめに

さいたま市では、平成 15 年 4 月 1 日に、政令指定都市に移行したことに伴い、福祉のまちづくりの推進に際し、市自らが主体的かつ積極的に進めていくために、平成 16 年 4 月 1 日に「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を施行いたしました。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢社会への対応や障害者の社会参加の促進等をめざし、バリアフリーのまちづくりを進めるため、平成 17 年度に「さいたま市福祉のまちづくり整備基準マニュアル」を策定し、適用を図ってまいりました。

その後、平成 21 年度に本整備基準マニュアルを改定し、10 年以上経過しました。この間、障害分野では「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等により、福祉のまちづくりに関係する社会環境に大きな変化がありました。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を背景に、2018（平成 30）年及び 2020（令和 2 年）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、ハード・ソフト両面において、バリアフリー化の促進が図られました。

本整備基準マニュアルは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正や、移動等円滑化に関するガイドラインの改定等を受けて「整備基準」や「推奨基準」を見直し、具体的な図解を加えながら解説しております。

この整備基準マニュアルを、市はもとより、事業者及び設計者等、市民の皆様が活用され、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」がより一層推進されますよう、引き続きご協力のほどお願いいたします。

2024（令和 6）年 3 月  
さいたま市



# 目次

<b>I 福祉のまちづくりを進めるために</b> .....	<b>5</b>
1 福祉のまちづくりとは .....	5
2 福祉のまちづくりと市民参加 .....	6
3 福祉のまちづくりに関連する法制度等 .....	6
4 福祉のまちづくりとユニバーサルデザイン .....	9
5 福祉のまちづくりの進め方 .....	10
<b>II 条例の考え方</b> .....	<b>12</b>
1 福祉のまちづくり条例の制定と概要 .....	12
(1) 条例の目的 .....	12
(2) 条例の構成及び概要 .....	12
(3) 手続きの流れ .....	13
2 整備基準の対象施設と適用箇所 .....	14
3 適合プレートの交付 .....	17
<b>III 整備の基本的な考え方</b> .....	<b>18</b>
1 建築物等の整備の考え方 .....	18
(1) すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方 .....	18
(2) 高齢者・障害者等の対応の考え方 .....	18
2 建築物等の整備の手順 .....	21
(1) 建築物等の計画の手順 .....	21
(2) 建築物に共通する計画・設計のポイント .....	22
(3) 建築物の用途別設計ポイント .....	23
3 動作寸法 .....	26
<b>IV 整備基準の解説</b> .....	<b>38</b>
解説の見方・読み方 .....	38
1 建築物 .....	40
01 出入口 .....	40
02 廊下等 .....	42
03 階段 .....	46
04 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 .....	48
05 便所 .....	50
06 浴室等 .....	59
07 ホテル又は旅館の客室 .....	61
08 客席 .....	64
09 カウンター等 .....	67

1 0	休憩設備.....	69
1 1	敷地内の通路.....	70
1 2	駐車場.....	73
1 3-1	移動等円滑化経路.....	76
1 3-2	エレベーター及び乗降ロビー.....	79
1 3-3	特殊な構造の昇降機等.....	84
1 4	特定経路.....	86
1 5	標識.....	88
1 6	案内設備.....	90
1 7	視覚障害者移動等円滑化経路.....	92
1 8	増改築に関する適用範囲.....	94
1 9	読替え.....	96
2 0	聴覚障害者の円滑な利用に必要な設備.....	97
2	小規模建築物.....	99
0 1	出入口.....	99
0 2	便所.....	99
0 3	敷地内の通路.....	100
0 4	読替え.....	100

# I 福祉のまちづくりを進めるために

## 1 福祉のまちづくりとは

福祉のまちづくりの発祥は 1969（昭和 44）年末である。杜の都仙台で、重度の障害のある子どもたちに車椅子を寄贈する街頭募金活動がそのはじまりであった。

仙台で最初にはじまった福祉のまちづくり運動の当事者は、その出発を次のように記している。「以前の社会福祉というものは特定の人たちのために行うもので、市民生活とは関係ないと思われてきた。しかし、もはや社会福祉は特定の人たちだけのものではなく、市民生活に定着した福祉活動でなければならない。このような考えから、私たちのまちをすべての人たちに配慮されたものにしていくために『福祉のまちづくり』運動がはじまった。」

現代の福祉のまちづくりとは、「コミュニティ」「生活支援」「住宅」「交通」そして「教育」「就労」など、これらすべてを包含し、「人」と「まち」をどのように結びつけることができるか、それらのハードとソフトのしくみづくりが福祉のまちづくりであるといえる。

1974（昭和 49）年に国際連合は、「障害者生活環境専門家会議」を開催し、「バリアフリーデザイン」の意義を世界に向けて発信した。同年、国内では、町田市において、建築物等のバリアフリー化を目指した法制度の先駆けとなる「福祉環境整備要覧」を制定し、車椅子で自由に移動できるまちづくりを標榜し、あらたに建築する建築物に一定のバリアフリー化を求めた。

その後、1981（昭和 56）年の「国際障害者年」、「障害者対策に関する長期計画（1982 年－1992 年）」を経て、国や地方公共団体による福祉のまちづくり事業が進展した。埼玉県でも 1973 年頃より「住みよい福祉のまちづくり」事業がはじまり、その後 1989（平成元）年には「埼玉県みんなが住みよい福祉のまちづくり推進指針」が策定され、1994（平成 5）年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の制定の翌年に、「埼玉県福祉のまちづくり条例」が制定された。

2000（平成 12）年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、移動と生活空間施設の連続的なバリアフリー化が可能となった。

さらに、2002（平成 14）年にはハートビル法の改正が行われ、2,000 m<sup>2</sup>以上の劇場、デパート、病院、ホテルなどにバリアフリー化の義務が課せられることとなった。そして、2003（平成 15）年以降は、学校、官庁、商業施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が関係省庁によって取り組まれているところである。2004（平成 16）年には内閣府から一層のバリアフリー化を促進するための「バリアフリー化推進要綱」が閣議決定された。さいたま市はこうした動向をとらえ、すべての市民が安心して暮らし、利用できる環境づくりを目指して、2004（平成 16）年 4 月「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条

例」を施行した。

その後国において、2005（平成 17）年 7 月にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」が取りまとめられ、2006（平成 18）年 12 月に、「建築物や公共交通機関、道路などを連続してバリアフリー化」することを目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」が施行され、より一層のバリアフリー化が求められるようになった。

## 2 福祉のまちづくりと市民参加

---

福祉のまちづくりにおいて重要なのは以下の 3 点である。

第一に、すべての市民が分け隔てなく公平に暮らせる環境を整備することである。そのためには、障害のある市民をはじめ、利用者が建築物等の計画へ参画していくことが重要となる。

第二に、福祉のまちづくりの範囲である。近年の福祉のまちづくりをとりまく領域は広く、あらゆる生活関連施設に及ぶ。つまり、福祉のまちづくりは、まちづくりそのものであり、環境づくり、ものづくり、しくみづくりである。そのため、多くの市民のあらゆる英知を結集しなければならない。

第三に、福祉のまちづくりにはプロセスが重要である。多くの市民が公平感を享受でき、かつ地域のまちづくりの要求に対応できる整備手法を打ち出していく必要がある。そのためにも、まちづくりの各段階において、第一に述べた市民の参加が継続的に行われ、生活環境整備が行われた後も、市民一人ひとりのニーズに的確に対応し、特に障害のある市民の個別のニーズに対応していくために、ソフト面の充実を図る必要がある。

## 3 福祉のまちづくりに関連する法制度等

---

### ●バリアフリー法

2006（平成 18）年に公布・施行されたバリアフリー法は、公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法の枠組みをベースにハートビル法が対象とする建築物の基準を加えた構成となっており、建築物や公共交通機関、道路などを連続してバリアフリー化することを目的としている。また、旧法に追加・拡充された主な項目として、第一に、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者、発達障害者等すべての障害者が対象となることが明確になった。第二に、建築物、公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場・都市公園等を新たな対象施設とした。第三に、「基本構想の拡充」として、バリアフリー化を重点的に進める対象エリアをこれまでの大きな鉄道駅周辺に限定していたものを、それ以外の駅や駅を含まない地域にまで拡大した内容となっている。



その後、東京パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現や高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性といった背景により 2018(平成 30)年に法改正が行われた。基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が明確化された。また、「心のバリアフリー」については、国及び国民の責務として、高齢者、障害者等に対する支援が明記された。さらに、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進として、ハード・ソフト計画の作成や取組情報の報告・公表が義務付けられる等、取組や施策が拡充された。

2020(令和 2)年には、2018(平成 30)年のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた機運醸成を受け、「心のバリアフリー」に係る施策等、ソフト対策等を強化する必要性から法改正が行われた。公共交通事業者等に対するソフト基準の適合義務の創設等のソフト対策の取組の強化が追加された。また、国民に向けた広報啓発の取組として、国・地方公共団体・国民施設設置管理者の責務として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適切な利用の推進」が追加された。ハード面では、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)が追加され、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大された。

さらに、2020(令和 2)年は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設の整備目標等を定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正が行われ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を目標期間として見直しが行われた。

目標の見直しはハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、「各施設等については、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進」、「聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化」、「マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進」、「移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる『心のバリアフリー』の推進」といった視点で行われた。

●埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(以下「バリアフリー条例」という。)

バリアフリー法では、地方公共団体が、バリアフリー法の基準を拡充・強化することを可能としたため、埼玉県では、「対象用途の追加」「対象規模の引き下げ」「整備基準の付加」等を盛り込んだ「バリアフリー条例」を 2009(平成 21)年に施行した。これにより、バリアフリー法で義務化された基準とともに、バリアフリー条例で拡充・強化

された基準も義務化され、建築の段階でバリアフリー化の実効性が担保されることになった。

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例は、バリアフリー法及びバリアフリー条例と連携してより効果的な運用を図ることが求められる。

- さいたま市バリアフリー基本構想

高齢者や障害者等のすべての人々が自立した生活を送れるように、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想(法に基づく重点整備地区の基本構想—大宮、北浦和、浦和、さいたま新都心・北与野、武蔵浦和、岩槻の6地区、それ以外の市内各駅等の周辺を対象に、重点整備地区に準じた推進地区の基本構想—25地区)を定めている。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国際連合の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定され、2016（平成28）年4月に施行された。

2021（令和3）年には法改正が行われ、これまで努力義務であった事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が2024（令和6）年4月より義務化されることとなった。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するよう、2022（令和4）年5月に施行された。

- さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護に関する条例（以下「ノーマライゼーション条例」という。）

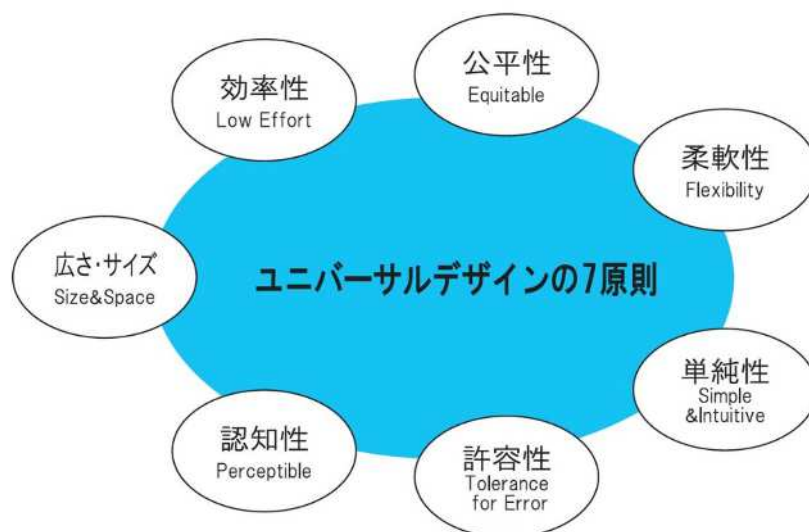
「障害者の権利に関する条約」の考え方を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指して、障害者への差別や虐待を禁止するとともに、障害者の自立と社会参加を推進するために必要な事項を定めている。2011（平成23）年に施行した。

## 4 福祉のまちづくりとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、設計の当初から可能な限り多くの市民が等しくかつ快適に社会のあらゆる活動に参加し、豊かな生活を達成するために必要な生活デザインであり、人権尊重の立場に立って利用者本位の公平な社会基盤を作ることを目指した考え方である。この考え方は、高齢者、障害者等をはじめ全ての市民に利用しやすい生活関連施設を整備することを目的とした、福祉のまちづくりの基本的な考え方と一致している。ユニバーサルデザインは、わが国には1990年代後半にアメリカから伝播したが、高齢化の進んでいる日本に求められていたものづくり、まちづくりの概念として急速に広がっている。1997（平成9年）、アメリカでユニバーサルデザインの7原則が発表されている。さいたま市においても、2009（平成21）年に「さいたま市ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や取組の方向性を示している。

もちろん、建築物等が乳幼児、高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者、知的障害者、精神障害者等すべての市民に不自由なく対応できることは大変難しい課題である。場合によっては利用の利害が対立することもある。例えば、手すりや椅子の高さは、使う人の動作特性によって利用しやすさが異なる。子どもと大人では身長差が大きく、だれもが使いやすくするためには、サインや鏡なども低いところから高い位置まで範囲を広く取る必要がある。

ユニバーサルデザインの推進には、建築物等の計画に当たり、積極的に高齢者や障害者などさまざまな利用者の意見を聞き、利用者の多様な使い勝手を理解し、十分な合意を得ながら計画や、こうした課題を解決するために整備を進めていくことが必要となる。この様に福祉のまちづくりの推進とユニバーサルデザインの進め方はほぼ共通である。



## 5 福祉のまちづくりの進め方

### ●新規施設を整備する場合

新規施設を整備する場合は、計画の早い段階から福祉のまちづくりの考え方や条例整備基準を理解しておく必要がある。その際必要な点は、整備基準がどのような背景により制定されているかについて、まず建築主や設計者自身が、十分に学習することである。次に計画する建築物等の用途、目標とすべき整備範囲を設定し、それらを満たすためにはどのようにデザインすればよいか検討する。

施設等の計画の際には利用者の多様な動作特性についても理解を深め、利用者による異なるニーズの理解と調整を図りながら進めなければならない。

また、計画から設計に至る時点では、立地条件、経済性、空間の効率性についても検討を加え、施工時においても必要に応じて、当初の計画どおり進んでいるか、新たに付け加える整備要件はないかなど、たえずチェックできる体制作りが必要である。必要に応じて利用者によるモックアップ（実物大による利用検証）チェックが求められる。

立地条件等により整備基準の適合が困難な場合は、施設等を利用する利用者の立場に立って可能な限り利用の円滑な代替的整備手法を図る必要がある。

### ●既存施設を整備する場合

福祉のまちづくりを推進していくためには、多くの既存建築物、道路、公園、交通機関等（以下「既存建築物等」という。）を速やかに改善していかななくてはならない。

しかし、既存建築物等を整備するに際しては、より多くの負担を建築主等に強いることになる。事業者は整備基準を一挙に達成できないまでも段階的に整備することを表明して、利用者の信頼を得る必要がある。例えば、出入口から当該利用居室に至る移動等円滑化経路について施設の構造上改善が難しい場合は、利用者、建築主、管理者等関係者がお互いに協議して、どのように改善することが移動の円滑に至るか検討する必要がある。

また、既存建築物等を整備する場合は、物的環境改善ばかりでなく、福祉用具や福祉機器の導入、人的な支援体制（職員の配置）、施設管理者の運用の柔軟性なども、総合的に考え工夫していくことが大切である。

### ●ソフト面の充実とハードの連携

福祉のまちづくりを進めるためには以上のようなハード的な側面はもとより従業員（社員・職員）の理解を得る事が何より重要であり、心のバリアを取り除くための意識啓発など、社員教育の充実が重要である。既存施設の場合、なかなか改善が進まない場合も想定されるが、障害等の利用特性に関する知識を学習し、介助方法、手話をマスターするなど、利用者のバリアの軽減を図るため、合理的配慮を円滑に実施する必要がある。

★心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、2017（平成 29）年に策定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」においては、以下の3点とされています。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- (2) 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

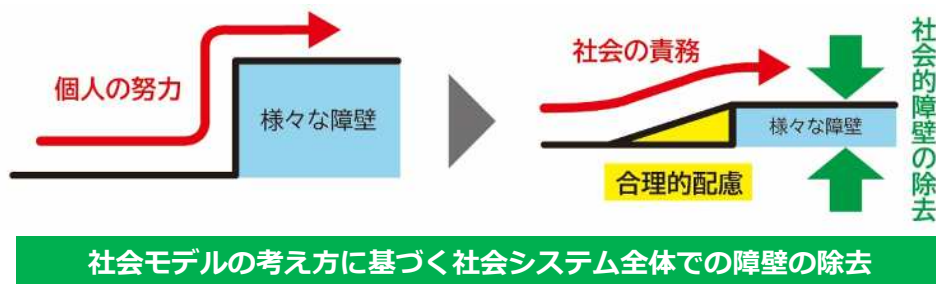
【心のバリアフリー啓発ポスター】



★障害の社会モデル

「障害の社会モデル」とは、障害者権利条約に示された理念で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、とする考え方です（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要であり、また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進していく必要がある、とされています。



## II 条例の考え方

### 1 福祉のまちづくり条例の制定と概要

#### (1) 条例の目的

さいたま市では、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢社会への対応や障害者の社会参加の促進等を目指し、バリアフリーのまちづくりを進めるために、本市が発足した平成 13 年度に、「さいたま市福祉のまちづくり整備基準マニュアル」を策定し、この整備基準の適用を図ってきた。

本市を含め、埼玉県内の市町村においては、平成 8 年から施行されている、埼玉県福祉のまちづくり条例により、福祉のまちづくりを進めていたが、平成 15 年 4 月 1 日に全国 13 番目の政令指定都市への移行に伴い、市民福祉のよりいっそうの充実をめざすために、平成 16 年 4 月に「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を施行し、さらに、市はもとより、事業者及び設計者等に整備基準の適用を拡げるため、平成 17 年度に「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり整備基準マニュアル」を策定した。

#### (2) 条例の構成及び概要

##### 第 1 章 総則（第 1 条から第 6 条）

理念及び責務に関する規定として「目的」、「定義」、「市の責務」、「事業者の責務」、「市民の責務及び市、事業者及び市民の協力及び連携」について定めている。

##### 第 2 章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第 7 条から第 12 条）

ソフト事業に関する規定として、「計画の策定」、「教育の充実及び学習の支援」、「広報及び情報提供」、「防災上の配慮」、「財政上の措置」、「表彰」について定めている。

##### 第 3 章 生活関連施設の整備（第 13 条から第 26 条）

病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行、学校その他多数の者の利用に供する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路及び路外駐車場の施設の整備に関する規定として、「整備基準の遵守」、「生活関連施設の改善」、「維持保全等」、「適合証の交付」、「届出」、「特定生活関連施設設置者に対する指導及び助言」、「工事完了の届出」、「検査」、「適合状況の報告及び改善計画の提出」、「特定関連施設所有者等に対する指導及び助言」、「勧告」、「公表」、「立入調査」、「国等に関する特例」について定めている。

##### 第 4 章 旅客車両、公共工作物及び住宅の整備（第 27 条から第 29 条）

これらの管理者、所有者又は事業者に対して、高齢者、障害者等が円滑な利用が図

られるよう努力義務規定として、「旅客車両の整備」、「公共工作物の整備」、「住宅の整備」について定めている。

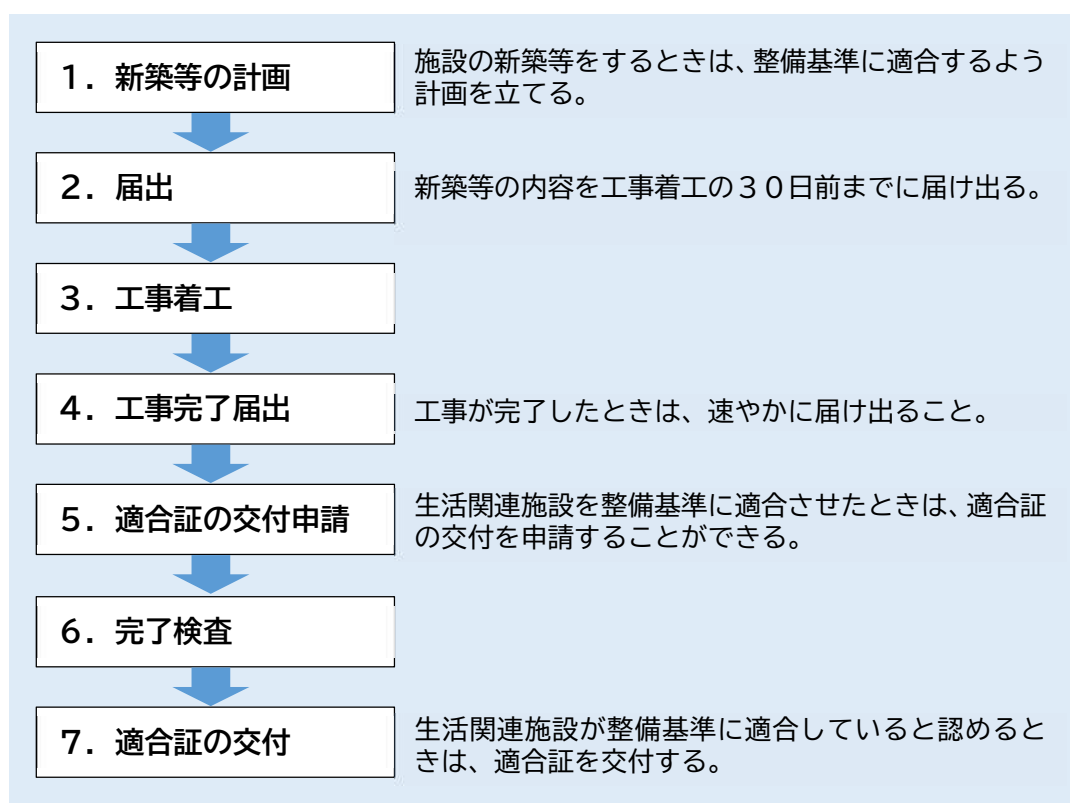
### 第5章 福祉のまちづくり推進協議会（第30条）

福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議する機関の設置規定として、「推進協議会の設置等」について定めている。

### 第6章 補則（第31条）

本条例の施行に必要な事項の規則委任規定として「委任」について定めている。

## （3）手続きの流れ



## 2 整備基準の対象施設と適用箇所

### 「生活関連施設」とは

病院、百貨店、ホテル、飲食店、道路、公園などの不特定又は多数の人が利用する施設をいう。生活関連施設の設置者等は、整備基準に適合させるよう努めることとする。

### 「特定生活関連施設」とは

生活関連施設のうち、高齢者や障害者の方々等が日常生活等を営むうえで特に重要な施設をいう。新築等を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届け出ること。

#### (1) 建築物

項	生活関連施設	特定生活関連施設（注）
1	(1) 学校（(2)に掲げるものを除く。）	すべての施設
	(2) 専修学校及び各種学校	—
	(3) 幼保連携型認定こども園	すべての施設
2	(1) 病院又は患者の収容施設がある診療所	すべての施設
	(2) 患者の収容施設がない診療所	床面積の合計が200㎡以上の施設
3	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が500㎡以上の施設
4	観覧場、集会場又は公会堂	すべての施設
5	展示場	床面積の合計が200㎡以上の施設
6	(1) コンビニエンスストアであって、直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの	床面積の合計が150㎡以上の施設
	(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(1)に掲げるものを除く。）	床面積の合計が200㎡以上の施設
	(3) 卸売市場	—
7	ホテル又は旅館	床面積の合計が200㎡以上の施設
8	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべての施設
	(2) 事務所（(1)に掲げるものを除く。）	—
9	(1) 共同住宅又は寄宿舍	床面積の合計が1,000㎡以上の施設
	(2) 下宿	—
10	(1) 老人ホーム、保育所（児童福祉法第35条第3項届出又は同条第4項認可を受けているものに限る。）福祉ホーム（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）その他これらに類するもの	すべての施設
	(2) 保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（上記に掲げるものを除く。）	—
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設



項	生活関連施設	特定生活関連施設（注）
1 2	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	床面積の合計が500㎡以上の施設
1 3	博物館、美術館又は図書館	すべての施設
1 4	公衆浴場	床面積の合計が200㎡以上の施設
1 5	(1) 飲食店	床面積の合計が200㎡以上の施設
	(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	床面積の合計が500㎡以上の施設
1 6	(1) 銀行又は郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるもの	すべての施設
	(2) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗及び銀行に類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が200㎡以上の施設
1 7	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	—
1 8	工場	—
1 9	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設
2 0	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計が500㎡以上の施設
	(2) 自動車の停留又は駐車のための施設（(1)に掲げるものを除く。）	—
2 1	公衆便所	すべての施設
2 2	公共用歩廊	すべての施設

注 床面積（増築、改築、用途の変更（当該用途の変更により生活関連施設とする場合に限る。）又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合には、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000㎡未満の生活関連施設については、表の規模に、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しない。

## 2 小規模建築物

項	生活関連施設	特定生活関連施設
1	患者の収容施設がない診療所	床面積の合計が200㎡未満の施設
2	劇場、映画館又は演芸場	—
3	展示場	—
4	(1) コンビニエンスストアであって直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの	床面積の合計が150㎡未満の施設
	(2) 物品販売業を営む店舗（(1)に掲げる施設を除く。）	床面積の合計が100㎡以上200㎡未満の施設
	(3) 卸売市場	—
5	ホテル又は旅館	—
6	事務所（保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署を除く。）	—
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	—

項	生活関連施設	特定生活関連施設
8	保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定による届出をしているもの又は第4項の認可を受けているものを除く。）、福祉ホーム（主として高齢者、障害者等が利用するものを除く。）その他これらに類するもの	—
9	体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	—
10	公衆浴場	床面積の合計が100㎡以上200㎡未満の施設
11	飲食店	床面積の合計が100㎡以上200㎡未満の施設
12	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	—
13	(1) 理髪店その他これに類するもの	床面積の合計が200㎡未満の施設
	(2) クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものを除く。）及び銀行に類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が100㎡以上200㎡未満の施設
14	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	—
15	工場	—
16	自動車の停留又は駐車のための施設	—

### 3 公共交通機関の施設

項	生活関連施設	特定生活関連施設
1	駅舎とプラットホーム	すべての施設

### 4 公園

項	生活関連施設	特定生活関連施設
1	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	すべての施設
2	動物園、植物園又は遊園地	すべての施設

### 5 道路

項	生活関連施設	特定生活関連施設
1	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路	すべての施設

## 6 路外駐車場（建築物以外のもの）

項	生活関連施設	特定生活関連施設
1	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場	すべての施設

## 3 適合プレートの交付

事業者及び市民の福祉のまちづくりへの理解を深めるため、適合プレートを交付することとする。

このシンボルプレートは、生活関連施設を対象に、高齢者、障害者等をはじめだれもが安全かつ円滑に利用できるよう配慮をしてあることを広く知らせるために、当該生活関連施設に掲示するものとする。



適合プレートの交付は、原則として適合証の交付請求のあった生活関連施設を単位とし、交付基準については、条例第16条第2項に基づく適合証を受けた生活関連施設とする。ただし、共同住宅又は寄宿舍を除く建築物の場合、利用者の用に供する便所が設置されているものに限る。

（「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 適合プレート交付要領」より）

## Ⅲ 整備の基本的な考え方

### 1 建築物等の整備の考え方

#### (1) すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物の設計では、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標とし、可能な限りあらゆる人々の利用を想定しておくことが求められる。
- ・公共施設、民間施設、またその用途を問わず、地域に存在する大半の建築物で、すべての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備あるいは改修において、設計者・建築主・施設管理者・行政・利用者等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、高齢者・障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。

#### (2) 高齢者・障害者等の対応の考え方

- ・バリアフリー法では、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も全てバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、全ての人の利用を考えることになる。
- ・バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう、「共生社会」の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を図り、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっている。
- ・全ての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者、事業者等と設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて利用者、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、設計への参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。
- ・バリアフリー対応を図るべき利用者に応じて建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について、以下に示す。

(利用者への対応の考え方 表1)

利用者		対応の考え方
高齢者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加齢による移動の困難、視認性の低下、認知症の発症に伴う記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下等による転倒等の事故を未然に防ぎ、安全性確保（適度な照明、手すり、滑りにくい床材）への配慮が求められる</li> <li>・機器類の操作性の確保が求められる</li> </ul>
身体障害者	肢体不自由者 (車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がバリアとなるため、上下移動に対する配慮や、高低差・段の解消が求められる</li> <li>・スイッチ・ボタン類、機器類の設置位置、操作性の確保等への配慮が求められる</li> <li>・上肢障害者に対しては、設備や器具等の操作の容易性確保への配慮が求められる</li> </ul>
	視覚障害者 (全盲、弱視、色弱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚情報を音声や触知等の情報として伝達することが求められる</li> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさ、建物の用途や運営方法に応じた建築的対応、ガイドヘルプ・人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等や音声誘導装置の適切な配置など、安全性や適切な誘導、注意喚起への配慮が求められる</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法、スイッチ・ボタン類等の位置、配置・形状の統一、標準化が求められる</li> </ul>
	聴覚障害者 (聾者、難聴者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声情報を視覚情報として伝達することが求められる</li> <li>・建物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、手話・文字情報、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・ヒアリングループの設置が求められる</li> </ul>
	内部障害者 (腎臓、心臓、呼吸器障害、膀胱等人工臓器装着者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓、心臓、呼吸器障害の内部障害者は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に対する配慮が求められる</li> <li>・人工肛門・人工膀胱保有者（オストメイト）に対しては、特に便所設備での配慮が求められる</li> </ul>
知的障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・案内表示には、図記号（ピクトグラム）やひらがなの併記が求められる</li> </ul>
精神障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応が求められるほか、人的対応等のソフト面での対応が求められる場合もある</li> <li>・投薬や療養によって疲れやすい場合もあるため、休憩できる場（部屋やスペース）が必要となる</li> </ul>
発達障害者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と、人的対応等のソフト面での対応が求められる</li> <li>・言葉による認知が難しいこともあるため、案内表示には、図記号（ピクトグラム）の併記が求められる</li> <li>・音や光に敏感な障害でもあるため、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要となる</li> <li>・便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が求められる場合もある</li> </ul>

利用者	対応の考え方
児童・乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人と体格が異なることから、安全性の確保が重要となる。また低い目線位置からの視認性、操作性の確保への配慮が求められる</li> <li>・乳幼児は保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者（保護者）への対応が求められる 特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる（例：乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台を男女両方の便所または男女共用の便房に設置する）</li> <li>・ベビーカー利用に対する配慮が求められる</li> </ul>
妊婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動への配慮が求められる</li> <li>・足元が見えないこと、しゃがむ動作や前かがみの姿勢をとることが難しいこと等への配慮が求められる</li> <li>・休憩できる場、ベンチが必要となる</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達上の配慮が求められる</li> <li>・特に建築物等の用途、運営方法に応じたソフト面での対応が求められる</li> <li>・案内表示には、図記号（ピクトグラム）や多言語の併記が求められる</li> </ul>
上記外の市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の寸法には個性があり、また誰にも、けがや病気等によって一時的な障害が生じる可能性がある</li> <li>・誰にでも使いやすい建築物等とするためには、様々な人体特性に留意し、適切な環境整備を行うことが求められる</li> <li>・性的マイノリティの利用に配慮し、便所等では最低一つは利用者の性別によらず利用できるものとする。</li> </ul>

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月（国土交通省）を加工して作成

## 2 建築物等の整備の手順

### (1) 建築物等の計画の手順

以下は建築物、道路、公園、交通機関等によって異なる場合もあるが、標準的な計画の手順は以下のとおりである。

事業計画  
・  
設計

#### ●バリアフリー対応の方針（整備水準）の設定

- ・建築物の立地条件、目的と用途、規模、新築・改築によって、バリアフリーの対応の方法（ハードとソフトの組み合わせ内容）を検討

#### ●整備基準等の検討

- ・バリアフリー法、バリアフリー条例及びさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準の適合を検討
- ・マニュアルの整備基準（推奨基準を含む）の適合を検討
- ・その他付加すべき整備方法を検討

関連する移動等円滑化整備ガイドライン等

建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
公共交通機関の施設	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
道路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン

#### ●利用者の特性とニーズの把握

- ・利用者に対して計画・設計への参画を求め、その意見を聴取し対応を検討
- ・建築主等や高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換等を行い、計画・設計に反映することが必要

#### ●火災や地震などの非常時の対応

- ・大きな事故の予防、災害時の緊急通報（視覚、聴覚）手段の確保、避難経路の確保、人的対応の検討

#### ●バリアフリー環境に係る管理計画の作成

- ・バリアフリー対応に係るハードとソフトの管理・運営や改善のための検討体制、定期的な点検や修繕に関する計画、災害時の対応策等を定めた「バリアフリー管理計画（バリアフリー取り組み計画）」を作成
- ・利用者ニーズの継続的な把握、段階的な改善の時期、体制、検討内容を想定されていることが望ましい
- ・利用者からの意見についてのフィードバックや、管理計画の実施状況等の検証についても計画されていることが望ましい

#### ●事業主や従業員の理解の促進

- ・物理的な対応と人的な対応、バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を図る
- ・介助職員の確保を検討
- ・外国人への対応を検討
- ・手話通訳者の育成と確保

#### ●維持管理、バリアフリー対応に係る適切な運営の検討

- ・供用開始後も利用者の意見を適宜取り入れるよう努める

工事

施工後

## (2) 建築物に共通する計画・設計のポイント

### ●全体のチェックポイント

- ・利用者の想定はされているか
- ・屋内の動線計画は、わかりやすいか
- ・道等や駐車場から利用居室、車椅子使用者用便房の間までの主要な経路には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間が確保され、段が設けられていないか
- ・視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か
- ・案内表示・情報伝達設備の配置は適切か
- ・床の仕上げは、滑りにくいものか
- ・案内板や室名札はわかりやすく、見やすいか
- ・バリアフリー対応に係る情報提供、利用者特性に応じたソフト面の支援、非常時の支援、従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進が考えられているか

### ●部品・設備的対応のチェックポイント

- ・誰もが利用しやすい設備が整備されているか
- ・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等が確保されているか
- ・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
- ・非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか

### ■階段・段、傾斜路

- ・階段、段は、事故防止に配慮した仕上げ、形状か
- ・傾斜路は、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状か
- ・傾斜路は、壁のない側への落下防止等に配慮した形状か
- ・段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置が講じられているか

### ■利用居室の出入口

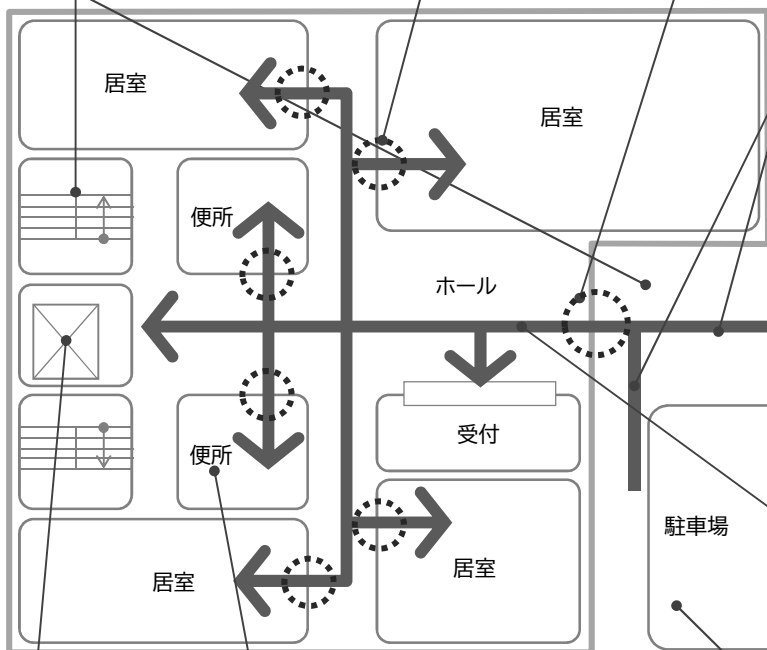
- ・車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮した戸の形式か
- ・車椅子使用者の見やすさや、視覚障害者の利用にも配慮した室名表示か

### ■建築物の出入口

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるようになっているか
- ・戸の形式は、車椅子使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか
- ・道等から受付、案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか
- ・利用者が使いやすい受付、案内設備が設けられているか
- ・案内板等は設けられているか
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計となっているか

### ■敷地内通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるか
- ・歩行者と車の動線は分離されているか
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか



### ■屋内の通路

- ・利用者を利用居室等に誘導するための措置が講じられているか

### ■エレベーター

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、必要台数が設置されているか
- ・操作盤等は、車椅子使用者の他、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとなっているか
- ・籠内には鏡や手すりなどが適切に設けられているか
- ・表示板(標識)等が設置されているか

### ■便所・洗面所

- ・用途や規模、利用者想定に応じた機能分散が図られているか
- ・車椅子使用者便房、オストメイト対応設備を有する便房は設置されているか
- ・各便房の数、広さ、設備は適切か
- ・男女の便房数は適切か
- ・表示板(標識)等が設置されているか
- ・聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置が設置されているか

### ■駐車場

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車椅子使用者用駐車施設があるか
- ・車椅子使用者用駐車施設には、車椅子使用者が乗降するために十分な広さが確保されているか
- ・不正利用を防止する表示板(標識)等が設置されているか

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月（国土交通省）を加工して作成



### (3) 建築物の用途別設計ポイント

用途	設計上のチェックポイント
学校、特別支援学校、公立小学校等、幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立学校等は障害の有無に関わらず誰もが学べる教育施設とする他、地域の生涯学習、学校施設の地域開放、災害時の避難所等、コミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする。</li> <li>● 災害時に避難所となる学校施設（体育館を含む）には、車椅子利用者用便所をはじめ、公共施設として必要なバリアフリー化が求められる。</li> <li>● 学校施設整備指針、学校施設バリアフリー化推進指針等を参考とする。</li> </ul>
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不特定多数の者が利用する医療施設として、バリアフリー化を充実させる。</li> <li>● 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする。</li> <li>● 施設内のサインやピクトグラムの一貫性は重要であり、わかりやすさに十分留意する。</li> <li>● 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。</li> <li>● 受付には、車椅子利用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。</li> </ul>
劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会場又は公会堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不特定多数の者が利用する公共文化施設としてバリアフリー化を充実させる。</li> <li>● 高齢者、障害者等が客席・観覧席の選択ができるように配慮する。</li> <li>● 車椅子利用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。</li> <li>● 車椅子利用者用客席・観覧席及び同伴席やヒアリンググループ（聴覚障害者用集団補聴装置）を設置した客席・観覧席を、複数の位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける。</li> <li>● 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮して、気分を落ち着かせる場所としてカムダウン・クールダウンのスペースや区画された観覧室（センサリールーム等）を設けることが望ましい。</li> <li>● 上演内容等についての音声、文字情報等による情報提供を行う（必要な設備スペースを確保する）。</li> <li>● 高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさに配慮する。</li> <li>● 2階以上に車椅子利用者用客席がある場合には、災害時の避難に対応した一時待避スペースを設置する。</li> <li>● バリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下で、意見を聞きながら整備が行われるよう、バリアフリー対応の検討体制を設ける。</li> </ul>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。</li> <li>● 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。</li> <li>● 棚の高さは、車椅子利用者に配慮したものとする。</li> <li>● 休憩場所、椅子を適宜設ける。</li> <li>● エレベーターは不特定多数の利用者が集中して利用することを考慮し、車椅子利用者やベビーカーの利用者の優先に配慮したエレベーターを設ける。</li> </ul>

用途	設計上のチェックポイント
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車椅子使用者用客室を設ける。</li> <li>● 高齢者、障害者等（車椅子使用者を含む）が利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づいた一般客室を設ける。</li> <li>● 車椅子使用者用客室の設けられた階には、安全に救助を待つための一時待避スペースを設ける。</li> <li>● フロントには、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。</li> <li>● レストランや宴会場等を設ける場合は、「飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を参照。</li> <li>● 宴会場等を設ける場合には、ヒアリンググループ（聴覚障害者用集団補聴装置）等を設ける。</li> <li>● 共同浴室を設ける場合には、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの「車椅子使用者も利用できる浴室（貸し切り浴室）」を設ける。</li> </ul>
事務所(官公署を除く)、工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分配慮した計画・設計とする。</li> <li>● 車椅子使用者が利用できるエレベーターと車椅子使用者用便房を設ける。</li> </ul>
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不特定多数の者が利用する公共施設としてバリアフリー化を充実させる。</li> <li>● 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。</li> <li>● 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする。</li> <li>● 施設内のサインやピクトグラムの一貫性は重要であり、わかりやすさに十分留意する。</li> <li>● 受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターを設ける。</li> <li>● 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。</li> <li>● 庁舎にある議場等には、車椅子使用者でも使用できる議席と高齢者、障害者等が利用できる一般傍聴席（及び同伴席）を設ける。</li> </ul>
共同住宅、寄宿舎又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共用部分の設備・空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した計画・設計とする。</li> <li>● 賃貸住宅にあつては、住戸内部も高齢者、障害者等、居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい。</li> </ul>
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮し、バリアフリー化を実現する。</li> <li>● 入所、入居することが想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。</li> <li>● 介助、介護のしやすさにも配慮した計画・設計とする。</li> </ul>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用することが想定される高齢者、障害者等の特性に対応した計画・設計とする。</li> <li>● 特に高齢者の移動、利用に配慮した計画・設計とする。</li> <li>● 多数の高齢者、障害者等が利用するため、トイレ等利用者同士が重ならない空間、設備計画とする。</li> <li>● 乳幼児と成人との相違もあることから、保育所等では、利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画・設計とする。</li> </ul>
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者等が、円滑に運動施設を利用できるよう配慮する。</li> <li>● 車椅子使用者用シャワー室及び更衣室を設ける。</li> <li>● 客席や観覧席がある場合には、「集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場」を参照。</li> <li>● 災害時に避難所となる体育館には、車椅子使用者用便房、オストメイト用設備、乳幼児用設備等を設ける。</li> </ul>

用途	設計上のチェックポイント
展示場、又は博物館、美術館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不特定多数の者が利用する公共文化施設としてバリアフリー化を充実させる。</li> <li>● 展示物、書架等の間の通路は、十分な幅員を確保する。</li> <li>● 展示室内や順路に段を設けない。(段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。)</li> <li>● 順路には、案内表示・情報伝達設備(音声案内等)を設ける。</li> <li>● 展示物の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う。</li> <li>● 休憩場所、椅子を適宜設ける。</li> <li>● バリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下で、意見を聞きながら整備が行われるよう、バリアフリー対応の検討体制等を設ける。</li> </ul>
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浴室、脱衣室等の出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。</li> <li>● 車椅子使用者が利用できる洗い場・浴槽を設ける。</li> <li>● 滑りにくい床材を使用する。</li> <li>● 水栓器具は、操作が容易なものとする。</li> <li>● 脱衣室には、車椅子使用者のための脱衣スペースを設ける。</li> <li>● 脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする。</li> </ul>
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。</li> <li>● 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。</li> <li>● 高齢者や車椅子使用者の利用に配慮し、可動式の椅子席を設ける。</li> <li>● 車椅子使用者用便房を設ける。</li> <li>● セルフサービスの場合には、文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。</li> <li>● 1階が駐車場のみで2階が飲食スペースの場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、かつ車椅子使用者が利用できるエレベーターを設ける。</li> </ul>
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出入口の前後に高低差を設けず、また十分な幅員を確保する。</li> <li>● 店舗内の通路は、十分な幅員を確保し、段を設けない。段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける。</li> <li>● 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする。</li> <li>● 受付には、車椅子使用者が利用できるローカウンターや記載台を設ける。</li> <li>● 車椅子使用者に配慮した待合スペースを設ける。</li> </ul>
自動車教習所、又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける。</li> <li>● 自動車教習所では、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する。</li> <li>● 学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害のある児童・生徒の学習環境の整備に配慮する。</li> </ul>
公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1以上の車椅子使用者用便房は男女共用とし、大型ベッドを設置する。</li> <li>● 複数の便房がある場合には、オストメイト用設備、乳幼児用設備は、車椅子使用者用便房以外の便房に設置する。</li> <li>● 規模や立地に応じて、複数の車椅子使用者用便房等を設置する。</li> </ul>
公共用歩廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物と公共用歩廊の管理者が異なる場合には、設計と管理運営の両面から調整し、施設境界部に段差がある場合には段差を解消し、誘導方法を統一する。</li> <li>● (公共用歩廊は、一般的に建築物(駅舎を含む)から建築物へと移動するための経路である。)</li> </ul>

資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3〔2021〕年3月(国土交通省)を加工して作成

### 3 動作寸法

#### 1 乳幼児

##### 乳幼児への配慮

身長などの人体寸法に配慮し、目線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意する。

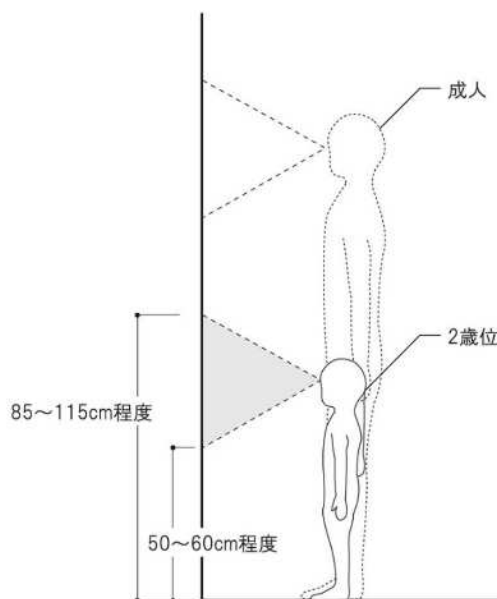
また、場面や環境の変化に対して瞬時に対応が困難なので、壁面や床面に突起物などを設けないよう十分注意する。そのほか、危険物などに対する判断ができないので、それらを回避する工夫なども必要である。

乳児は、保護者等が同行するので、おむつ替えのための乳幼児用ベッドや授乳室などが必要となる。

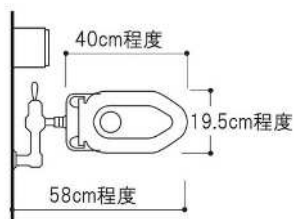
また、妊婦への配慮として、床段差の解消、休憩スペースなどが求められる。

##### 整備のポイント

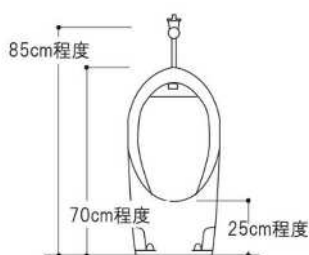
- 1 ベビーカーなどに配慮し、段や路面のがたつきを設けない。
- 2 乳幼児などは状況判断が遅れやすいので不用意な突起物、段、すきまなどを設けない。



■目線の高さ・範囲



■幼児用大便器



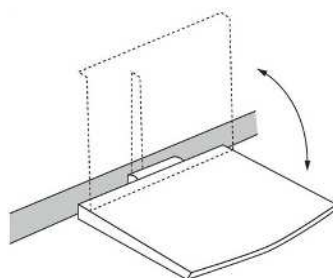
■幼児用ストール小便器



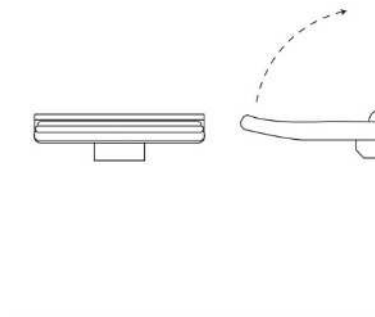
■乳幼児用ベッドと乳幼児用いすの例



■ベビーカー



■収納式着替え台



■壁取タイプの乳幼児用ベッド

(別紙1)

## ベビーカーからのお願い。 お互いに 思いやりの気持ちを。

### 周囲の方へ

電車やバスでは、ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。折れ戻しでは、走行距離によって折戻しのみ、乗車での乗車を依頼することがあります。

ベビーカー使用者には、温かい気持ちで接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下り、電車やバスの乗車時など、手助けを申し出てみましょう。

### ベビーカーをご使用の方へ

周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。

電車やバスの乗車時など、回っているときは遠慮せずに手助けをお願いしてみましょう。

ベビーカーマークは、ベビーカーを安全・安心に使用するためのマークです。ベビーカーマークの設置場所や利用方法については、各駅・各路線の案内所や駅構内案内図をご覧ください。

**混雑時などには、お互いに譲り合って、快適にご利用頂けるよう、ご協力をお願いします。**

#### 知っている子ども用車いすのこと

病弱や障がいがある理由で、「これがないと移動できない」子どもたちが使用しています。

**折りたたみません**  
原形が壊れれば、子どもの身体が危険から守れません。折りたたみは、心づいてください。

**重量があります**  
重い車いすは、乗車時に大変です。重量制限を超過しては危険です。乗車前、持ち上げや降ろしの際には、必ず周囲の人に声をかけます。

**子ども用車いすマークもあります**  
ベビーカーマークとは異なり、子ども用車いすマークは、病弱や障がいがある理由で、「これがないと移動できない」子どもたちが使用しています。

#### ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や時間帯は、各駅・各路線の案内所や駅構内案内図をご覧ください。

「子育てしやすい駅」に関する取組を推進し、子育てしやすい駅づくりに取り組んでいます。

## ♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥ ベビーカーの 安全な使用のために

### ベビーカーに子どもを乗せる際にはシートベルトを着用しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから子どもが転落することがあります。

### 段差や隙間に注意して操作しましょう。

段差につまづいたり隙間や溝に車輪が挟まったりすることがあります。

### エスカレーターや階段はベビーカーから子どもを降ろして利用しましょう。

急停止などによりバランスを崩し転落することがあります。エレベーターを利用するが、周囲の方に協力をお願いします。

### 止めている間は、ストッパーをかけ、念のため手も添えていましょう。

傾斜で動き出すことがあります。転倒や移動など、何かあった時に気づかずに対応が難しくなることがありますので、ベビーカーから目を離さないようにしましょう。

「子育てしやすい駅」に関する取組を推進し、子育てしやすい駅づくりに取り組んでいます。

資料：国土交通省 「ベビーカー利用に関するキャンペーン」ポスター

## 2 妊産婦

### 妊産婦への配慮

階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動にエレベーター、休憩スペース等の配慮が必要である。

足元が見えない、前かがみの姿勢、しゃがみが難しい等の動作困難があり、操作ボタン、棚等に配慮する必要がある

### 整備のポイント

- 1 段を設けない。
- 2 ベンチ等の休憩のための施設を適度に設ける。
- 3 優先的に使用できる場所にはマタニティマークを表示して、必要とする方が使用できるようにする。



### ■マタニティマーク

マタニティマークとは？

妊娠中（特に初期）は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにも、とても大切な時期です。しかし、外見からは、妊婦さんであるかどうかわかりにくい場合があります。

マタニティマークは、妊産婦さんが外出する時に身につけ、周りの人が気づかいを示しやすくするためのものです。（厚生労働省 HP より）

### 3 高齢者

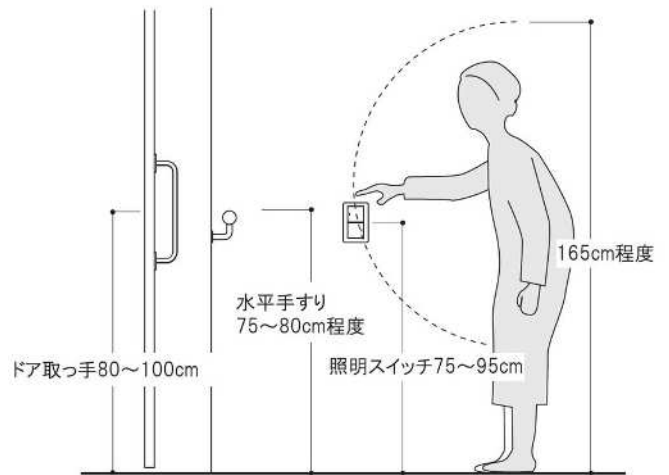
#### 高齢者への配慮

加齢にともない、視力や聴力、歩行など身体機能の低下が起こり、疲れやすくなったり、段差を超えることが困難になったりする。環境の変化への適応が困難なこともある。

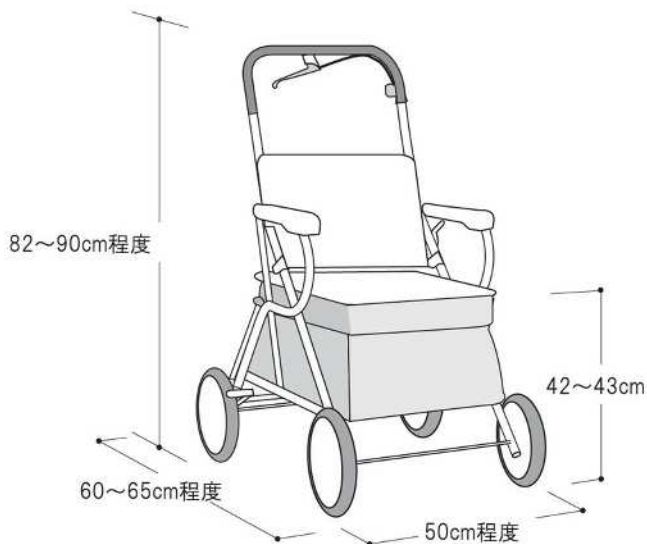
高齢者への配慮としては、基本的には肢体・聴覚障害者への対応とほぼ同じであるが、それらを総合的に組み合わせた整備が望まれる。

#### 整備のポイント

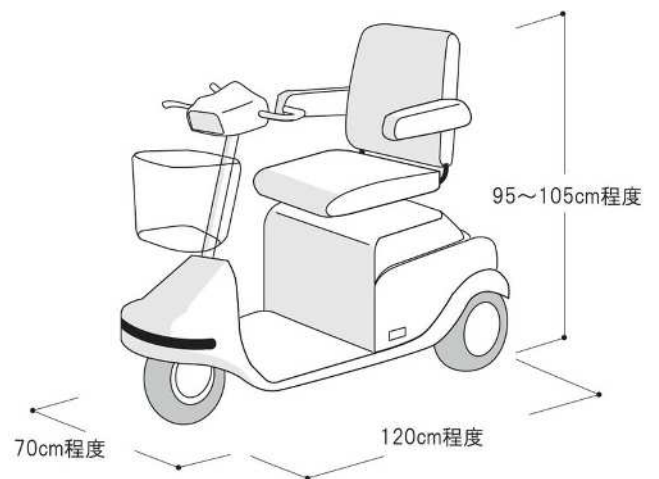
- 1 歩行時のつまづきに配慮し、段を設けない。
- 2 戸は自動ドアや軽い力で操作できるものとする。
- 3 路面の仕上げは滑りにくいものとする。
- 4 杖・シニアカー、カートなどの利用に対し、幅・広さなどの空間的な配慮が必要である。
- 5 案内板では、文字の大きさやコントラストに配慮する。
- 6 暗くなりやすい廊下や園路等では、照明計画に配慮する。
- 7 適宜休憩スペースを設ける。



■高齢者が使用しやすい高さ



■ショッピングカートの各寸法



■シニアカーの各寸法

## 4 認知症の方

### 認知症の方への配慮

認知機能の低下により、周辺状況の把握が困難な場合があり、情報の伝達やコミュニケーションが難しい。

トイレや出入口の場所が分からなくなることがある。

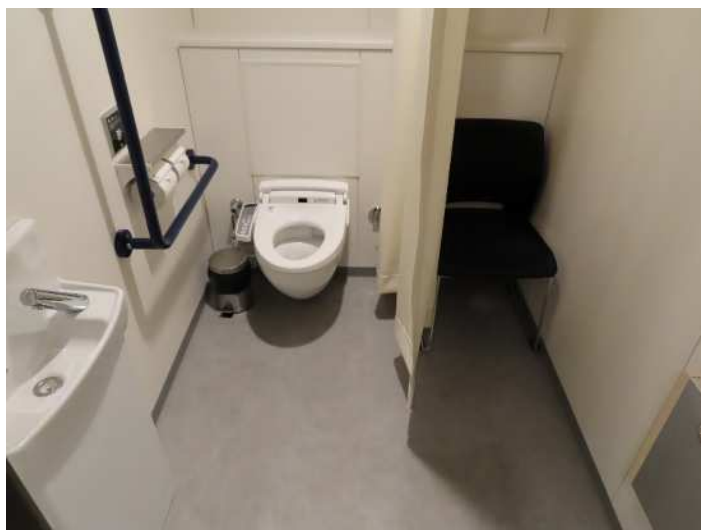
段差が見えにくかったり、床の模様で戸惑い立ちすくんだり、転倒、階段から転落することがある。

### 整備のポイント

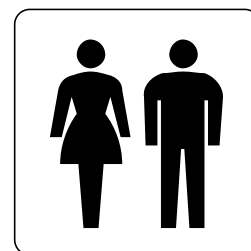
- 1 建物等の動線や配置を分かりやすくする。
- 2 目立たせたい箇所は周囲とのコントラストをつける。
- 3 出入口の戸を大きな図柄で表示する等、認識しやすくする。
- 4 転倒を防ぐため、段差を最小にする。
- 5 同伴者の待合スペースを便所の内外に設けることが望まれる。



■認知しやすい戸の設置例



■異性による介助・同伴利用者等が利用可能な男女共用便房の例



■男女共用便房の案内用図記号  
(JIS Z8210)

### 認知症基本法と認知症バリアフリー

令和5年6月、認知症の本人や家族の意見を反映した、「共生社会の実現を推進する認知症基本法」が成立しました。認知症基本法では、「認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的に推進する」ことが目的に掲げられました。

また、認知症基本法の基本施策の一つとして、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が位置づけされており、認知症の人にとって利用しやすい製品やサービス、環境の整備の促進が求められています。

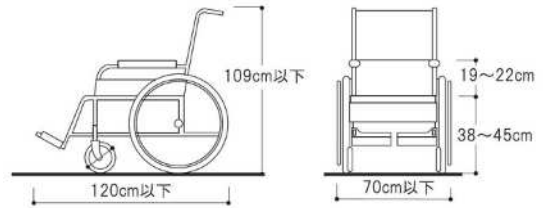
## 5 車椅子使用者

### 車椅子使用者への配慮

車椅子には手動式と電動式がある。手動車椅子では、自力で操作する場合と介助により操作する場合があるが、自力での移動を原則として計画する。電動車椅子は、自力移動が困難な重度障害者をはじめ利用者の範囲は広い。電動車椅子の場合は、多少の段差の乗り越えは可能である。

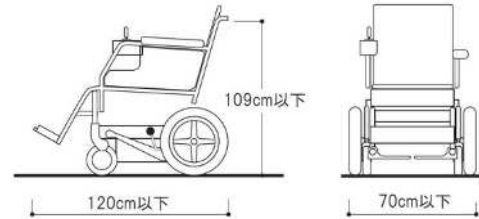
### 整備のポイント

- 1 段差を設けない。
- 2 出入口は、開口幅員や動作スペース、取っ手の位置等に留意する。
- 3 戸の開閉動作、車椅子の転回時には、周囲又は前後に空きスペースが必要となる。
- 4 カウンターや棚などは、高さ、奥行、到達範囲や下部スペースなどに留意する。



#### 手動車椅子の寸法 (JIS 大形)

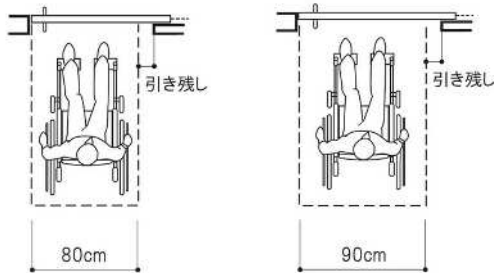
手動車椅子の形状、寸法は、JIS規格 (JIS T9201) に定められている。実際の形状や寸法は使用する人の体格、身体状況、あるいは使用用途によって様々である。



#### 電動車椅子の寸法 (JIS 大形)

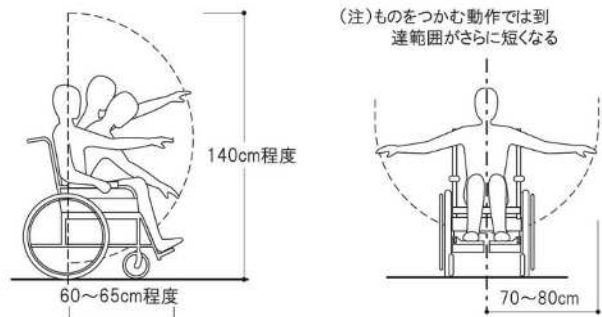
電動車椅子の性能、寸法は、JIS規格 (JIS T9203) に定められている。その性能は、登坂力10度以上、段差乗り越えは、屋外用で4cm以上となっている。連続走行時間は、4時間程度である。電動三輪車等の外形寸法は同様である。

### ■車椅子の寸法



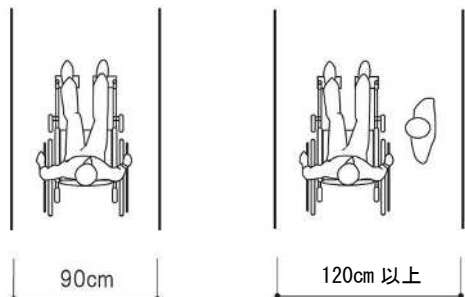
車椅子使用者が通過できる寸法

車椅子使用者が通過しやすい寸法



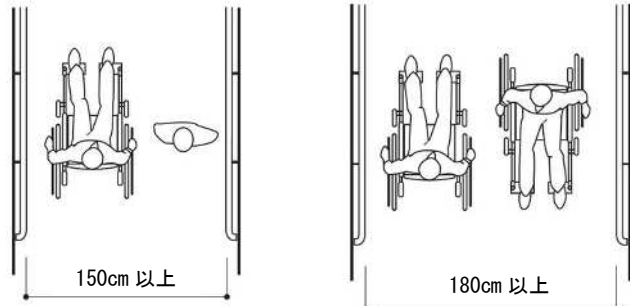
### ■車椅子の動作寸法 (有効幅員)

### ■手の届く範囲



車椅子使用者が通行できる寸法

車椅子使用者が通行しやすい寸法  
(人が横向きになればすれ違える寸法)



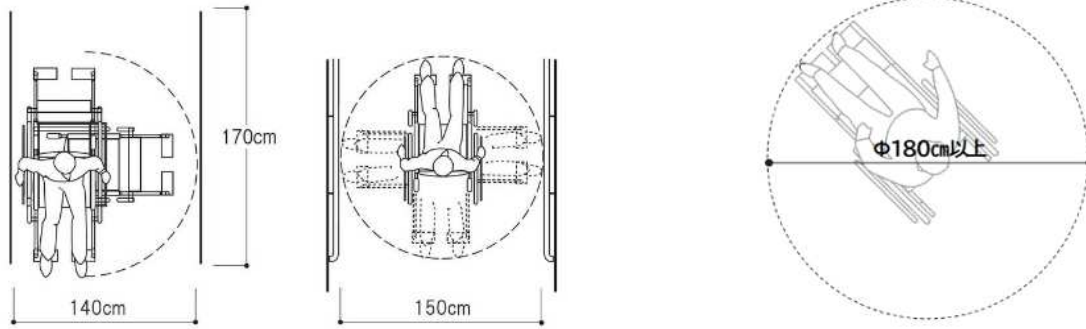
人と車椅子使用者がすれ違える寸法

人と車椅子使用者同士がすれ違える寸法  
(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)

### ■車椅子の動作寸法

### ■車椅子の動作寸法 (すれ違い)

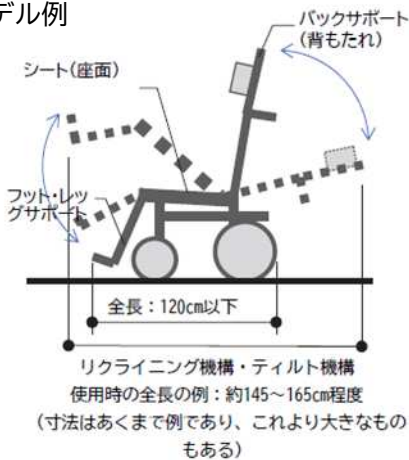




■手動車椅子の転回（方向転換）及び回転寸法

■座位変換型の電動車椅子が 360 度回転できる  
最低寸法：直径 180cm  
（電動車椅子が 360 度回転できる  
最低寸法：直径約 160~180cm）

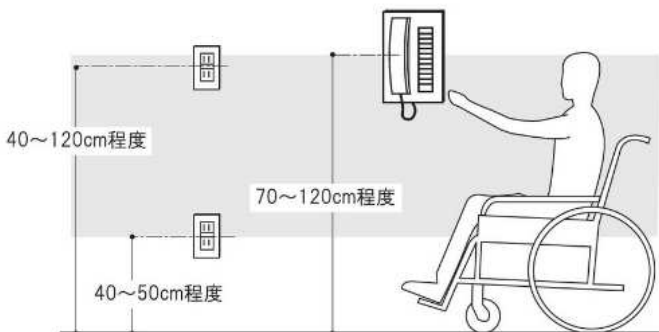
モデル例



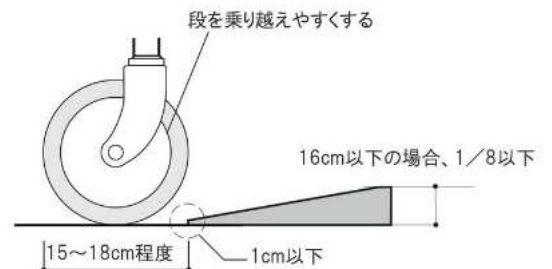
- ・座位変換型の（電動）車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート（背もたれ）やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート（座面）との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JIS に示される全長 120 cm に比べて大きくなる。

■座位変換型の（電動）車椅子

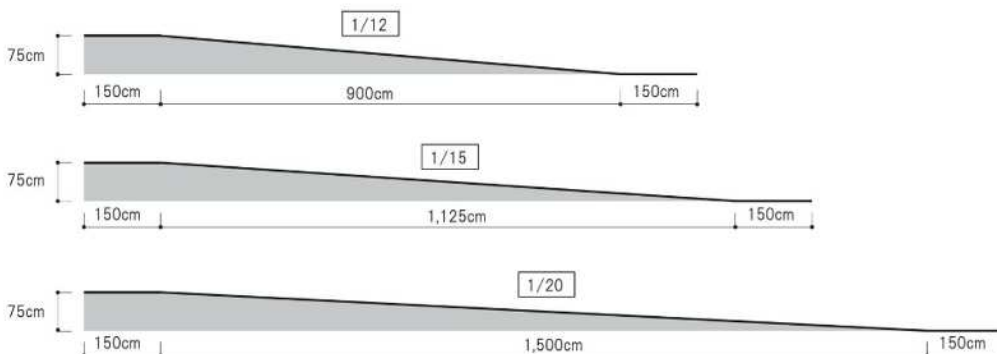
資料：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準  
令和3[2021]年3月（国土交通省）



■コンセント・スイッチ等の高さ寸法



■16cm 以下の場合の段差処理



■傾斜路の勾配（高低差 75cm 以内ごとに踊場を設ける）

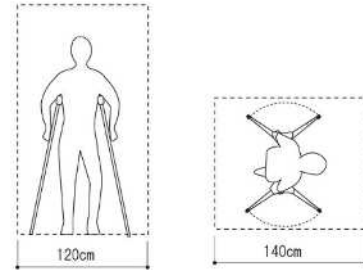
## 6 下肢障害者・杖使用者

### 下肢障害者・杖使用者への配慮

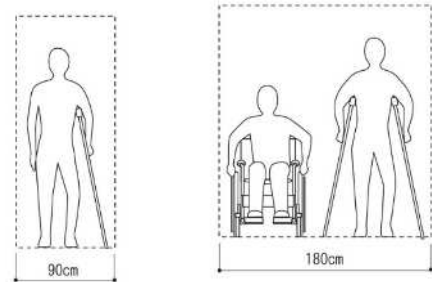
下肢障害者とは、加齢などにより自力歩行が困難な人を総称する。杖などの補助部を使用する場合もある。長距離の歩行が困難であるため、適宜休憩スペースを設ける。

### 整備のポイント

- 1 わずかな段差の乗り越えが困難な場合もあり、つまづきやすいので、不用意な段は設けない。
- 2 床面は、滑りにくい仕上げにする。
- 3 杖使用者は、出入口の幅員などを配慮し計画する。
- 4 移動補助のために、必要に応じて手すりを設置することが望ましい。
- 5 適宜休憩用ベンチ等を設ける。



■両松葉杖使用者の動作寸法



■片松葉杖使用者の動作寸法

■車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

## 7 上肢障害者

### 上肢障害者への配慮

リウマチ患者など、上肢や指先などに障害をもつ場合、手の届く範囲は低下し、ものをつかんだり、細かい操作が困難になるので、ドアの取っ手の形状や操作方法への配慮が必要である。

### 整備のポイント

- 1 細かな指先の動作が困難でも、利用しやすい器具を使用する。
- 2 握力の低下、到達範囲が狭くなるので、柵などの位置や高さに配慮する。
- 3 操作が容易なスイッチ形状とする。
- 4 ドア周りは利用補助のために、縦手すりの設置が望ましい。



■自動水栓、オートソープディスペンサー



■操作が容易な開閉スイッチ



■大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠／開錠表示（点字表示付）

## 8 視覚障害者

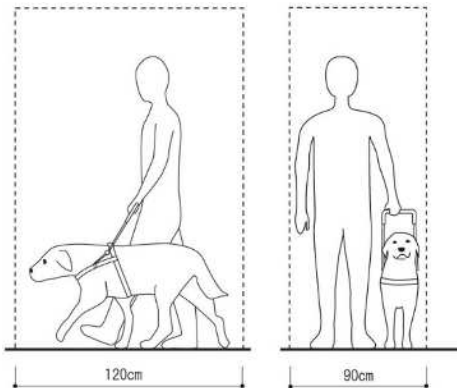
### 視覚障害者への配慮

視覚による障害により、現在位置や障害物の認知、方向確認など、様々な情報不足が移動を困難にする。視覚障害者に対する基本的な考え方は、利用や移動に必要とする情報をできる限り複数の手段で提供することである。

利用や移動を手助けする手段として、手すり、音声・音響による誘導又は誘導用ブロックなどが有効である。

### 整備のポイント

- 1 不用意な段や突起物は設けない。
- 2 視覚にかわる聴覚・触覚情報を提供する。
- 3 白杖使用者は、歩行中に注意が足先に集中するので、上部方向に不用意な突出物は設けない。
- 4 盲導犬の排泄スペースを設ける。
- 5 弱視者等は、明暗や色の識別の個人差が大きい。文字やサイン等は大きくし、明度や彩度差により分かりやすく計画する。



■盲導犬使用者の必要空間

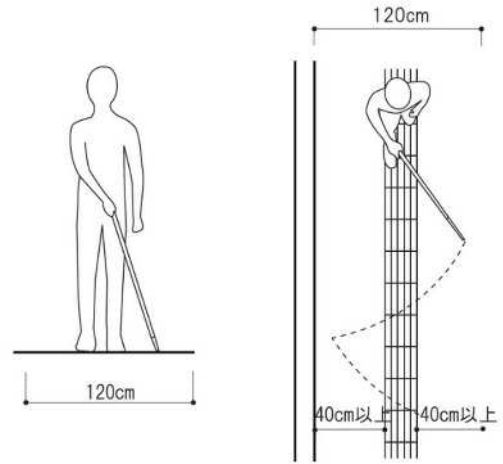
### 身体障害者補助犬法

- ・補助犬の定義は、盲導犬、聴導犬、介助犬をいう。
- ・国、地方自治体、公共交通事業者、不特定多数が利用する施設の管理者などは、補助犬の同伴を拒んではならない。2003（平成15）年10月から施行されている。

### ■補助犬トイレの例

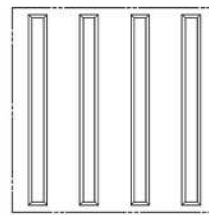
さいたま新都心駅構内

写真提供：JR 東日本大宮支社



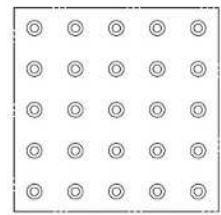
■杖使用者の歩行幅員と動作例

線状突起の形状及びその配列



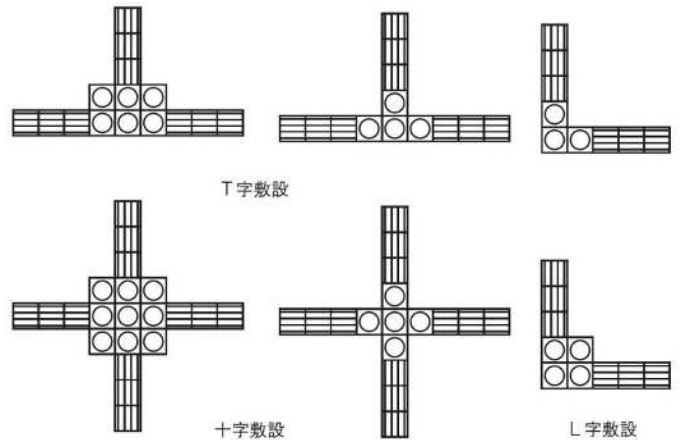
誘導用→線状ブロック

点状突起の形状及びその配列



警告用→点状ブロック

### ■ JIS(T 9251)による視覚障害者誘導用ブロックの形状

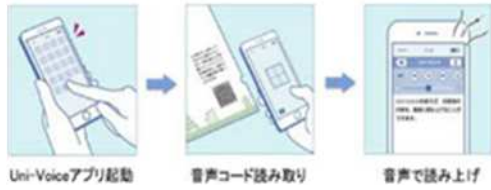


(注) ブロックを敷設する際は、通路や道路の幅や形状に十分考慮し、視覚障害者の意見を聞きながら敷設することが望ましい。

### ■視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

## 視覚障害者などの情報取得手段 ～音声コード Uni-Voice～

音声コード Uni-Voice は、印刷物の文字情報を音声コード（二次元コード）に変換したものです。専用アプリ（Uni-Voice/Uni-Voice Blind）をスマートフォンやタブレットにダウンロードすることで読み上げることができ、視覚障害者や高齢者など、誰にでも情報を提供することが可能です。また、多言語翻訳を基に音声コード Uni-Voice の作成も可能であり、専用アプリで読み取りができます。



情報提供: 特定非営利活動法人 日本視覚障がい者情報普及支援機構

## 9 聴覚障害者

### 聴覚障害者への配慮

聴覚障害者とは、先天性又は中途失聴、または難聴者で、音声による情報入手が困難な人である。先天的な失聴者と、言葉を覚えた後で聞こえなくなった中途失聴者では、言語の認知・理解に差がみられる。

また、聴力障害の場合、言語障害を併せ持つ人と発声に障害がない人がいる。

### 整備のポイント

- 1 単独で利用できる、わかりやすい空間計画を行う。
- 2 情報伝達は、文字、視覚、振動、手話など複数の組み合わせにより行う。
- 3 緊急通報、誘導は、音、光、振動等を利用し、連続的に行う必要がある。
- 4 日常のコミュニケーション手段として、ファックス、視覚情報装置、手話通訳者などを配置する。
- 5 集会施設、教室等には磁気ループを設ける。



■カウンター付近の文字情報の例



■耳マーク（聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク）



■筆談マーク、手話マーク  
（筆談や手話で対応可能なことを示すマーク）

## 10 内部障害者

### 内部障害者への配慮

内部障害者とは、心臓機能障害や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害をもつ人を総称する。我が国では、心臓疾患が最も多く、次に腎臓疾患となっている。他の障害と比べ、年々増加が著しいのも大きな特徴である。

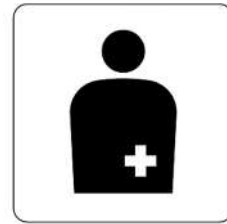
オストメイトとは、手術によって人工肛門、人工膀胱を増設した人のこと。パウチと呼ばれる袋を利用して生活している。便所内には、パウチ交換時の汚物処理などに使用する温水付き洗浄設備、衣服を交換する時の着替え台、荷物を掛ける棚又はフックが必要となる。

### 整備のポイント

- 1 距離の長い通路などには、休憩スペースなど適切に配置する。
- 2 便所のうち1以上には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- 3 階段は出来る限り、蹴上げを小さくする。
- 4 室内環境（空気清浄）の配慮が必要な場合もある。



■オストメイト対応の汚物流し



■オストメイト用設備／オストメイトを示す案内用図記号(JIS Z8210)

## 11 知的障害者

### 知的障害者への配慮

知的障害者とは、何らかの脳障害によって、知的な障害をもつ人であり、言語や空間認知の遅れ、情報認知やコミュニケーションに困難がある。環境の変化への適応や行先、建築物内の空間構成の理解などが困難と言われている。

### 整備のポイント

- 1 案内板等はわかりやすい文字を使用する。サイン、デザインの統一などにも配慮する。
- 2 身体が不自由な場合もあり、通路には段差を設けない。
- 3 機器を設ける場合は、わかりやすく操作しやすいものとする。
- 4 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。

## 12 発達障害者

### 発達障害者への配慮

発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害がある人で、その障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受ける人である。

複雑な情報で混乱してしまう場合があるので、動線や配置のわかりやすさや、案内表示のわかりやすさが必要である。音や光に敏感である場合があるので、静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要である。

### 整備のポイント

- 1 案内板等はわかりやすい文字を使用する。サイン、デザインの統一などにも配慮する。
- 2 感覚過敏やパニックになった際に静かに過ごせる場を設ける。
- 3 機器を設ける場合は、わかりやすく操作しやすいものとする。
- 4 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。

### 1 3 精神障害者

#### 精神障害者への配慮

対人関係や、環境への適合が困難な場合があるとされている。障害の程度により、1級、2級、3級に分けられている。

#### 整備のポイント

- 1 疲れやすい場合があるので、休憩スペースなどを適宜配置する。
- 2 精神障害者が多数利用する施設にあっては、インテリアの色彩等にも配慮する。
- 3 施設利用に困った場合に備えて、職員等を適切に配置する。



■表示を大きくしたわかりやすい案内の例



資料：カームダウン・クールダウンについて  
(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)

■カームダウン・クールダウン室の例

## 1.4 外国人・その他

### 外国人・その他への配慮

旅行者など、日本での滞在が短い外国人にとって、日本語による案内や日本の絵文字（ピクト）が理解できない場合がある。英語、中国語、韓国語など併記についても検討する。

### 整備のポイント

- 1 外国人が多く利用する施設では、英語など外国語による案内表示を行う。
- 2 絵文字（ピクト）などで、文字表記を補完するのも有効である。



■多言語に対応した施設案内



■外国語表記の案内パンフレット  
(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等)

# IV 整備基準の解説

## 解説の見方・読み方

整備の基本的な考え方を示しています。

●整備基準（条例で定められた整備基準）  
○推奨基準（施設の用途や規模、利用頻度によって整備が望まれる水準）  
を項目ごとに整理しています。

整備基準または推奨基準の根拠や取り扱いを説明しています。

### 1 建築物

### 11 敷地内の通路

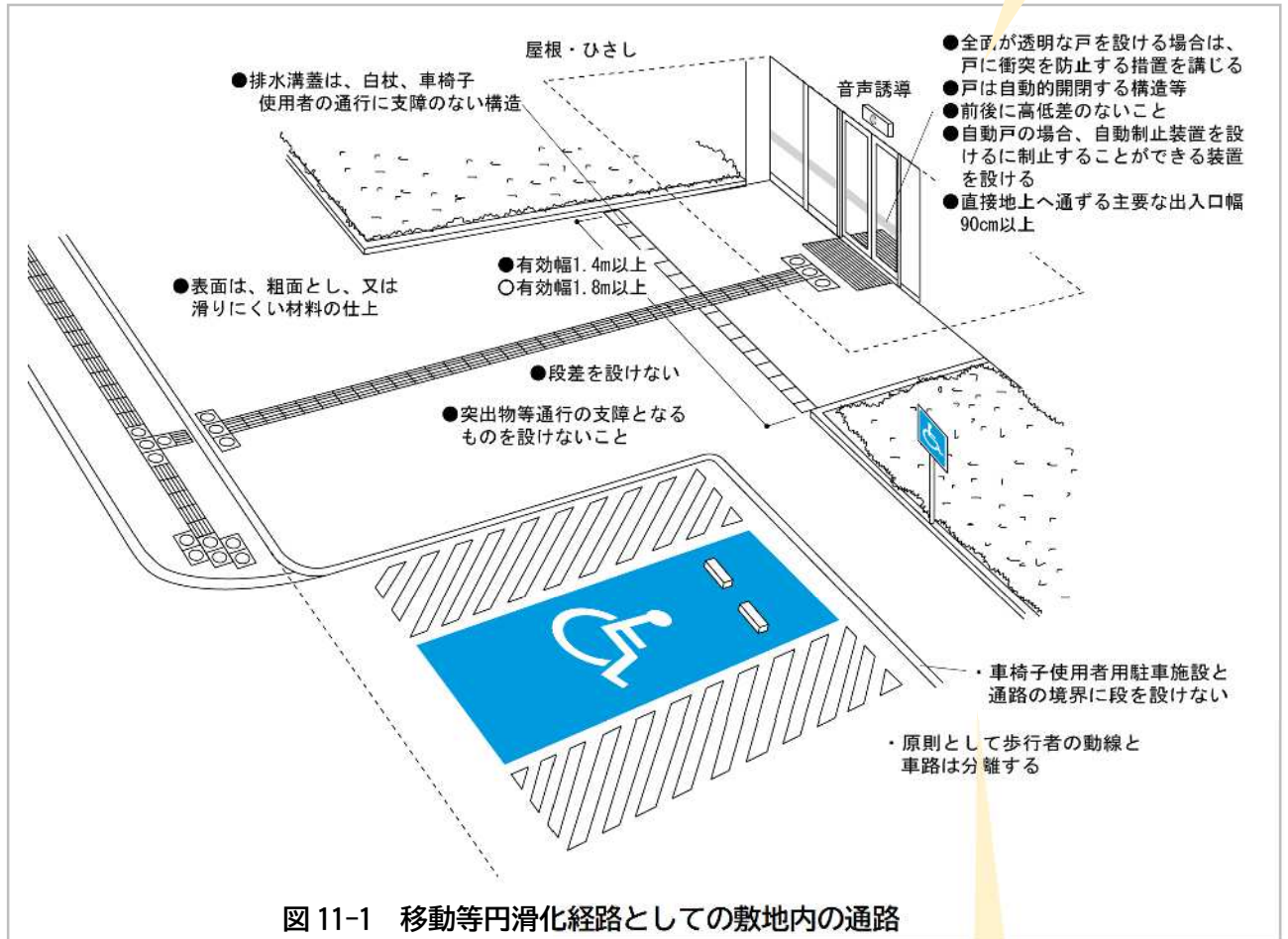
#### 基本的な考え方

- ・ 通路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、だれもが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・ 敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分に対応できるように安全な通路として整備する。
- ・ 敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<b>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路 (多数の者が利用する生活関連施設においては、多数の者が利用する敷地内の通路)</b>		
(1) 路面仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⇒★図 11-1、政令第 16 条第 1 項	
(2) 段	●段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりを両側に設けること。 ⇒政令第 16 条第 2 号イ（片側） イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする こと。 ⇒政令第 16 条第 2 号ロ ウ 段鼻の突き出しを設けないこと及び蹴込みを 2cm 以下とすること。 ⇒政令第 16 条第 2 号ハ（段鼻の突き出しその他の置きの原因となるものを設けない） ○手すりの上下端部には、現在位置等を点字等で表示する。 ○手すりは、傾斜路の端部から 45cm 以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。	・手すりを取り付ける場合の高さは、1 本の場合は、75cm～85cm 程度とし、2 本の場合は、60cm～65cm 程度の高さの手すりを加える。 ・点字等の表示は水平部分に設ける。
(3) 傾斜路	●傾斜路は、次に掲げるものであること。 ア 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを両側に設けること。 ⇒政令第 16 条第 3 号イ（片側手すり） イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする こと。 ⇒政令第 16 条第 3 号ロ ウ 両側に、側壁又は 5cm 以上の立ち上がり部を設けること。 ⇒★図 11-2	
(4) 突出物等	●突出物その他通行の支障となるものを設けないこと。ただし、通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 ⇒★図 11-1	・車止めを設ける場合は、視覚障害者や車椅子使用者の安全で円滑な通行を妨げることから、利用者等との協議を行うことが望ましい。
(5) 排水溝	●排水溝を設ける場合は、溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。 ⇒★図 11-3	・細目ノンスリップタイプの溝蓋とする。
その他	○夜間の視認性が高まるよう反射材等を付ける。 ○夜間における弱者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等により、敷地内の通路を整備する。	
<b>移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路</b>		
(ア) 幅	●幅は、1.4m 以上とすること。 ⇒★図 11-1、政令第 16 条第 2 項第 7 号イ（※1.2m 以上） ○幅は、1.8m 以上とする。	・幅 1.4m は車椅子と人のすれ違いができ、幅 1.8m は車椅子使用者同士がすれ違える寸法である。



●は整備基準  
○は推奨基準を示しています。



●は整備基準解説の例示または説明等を示しています。